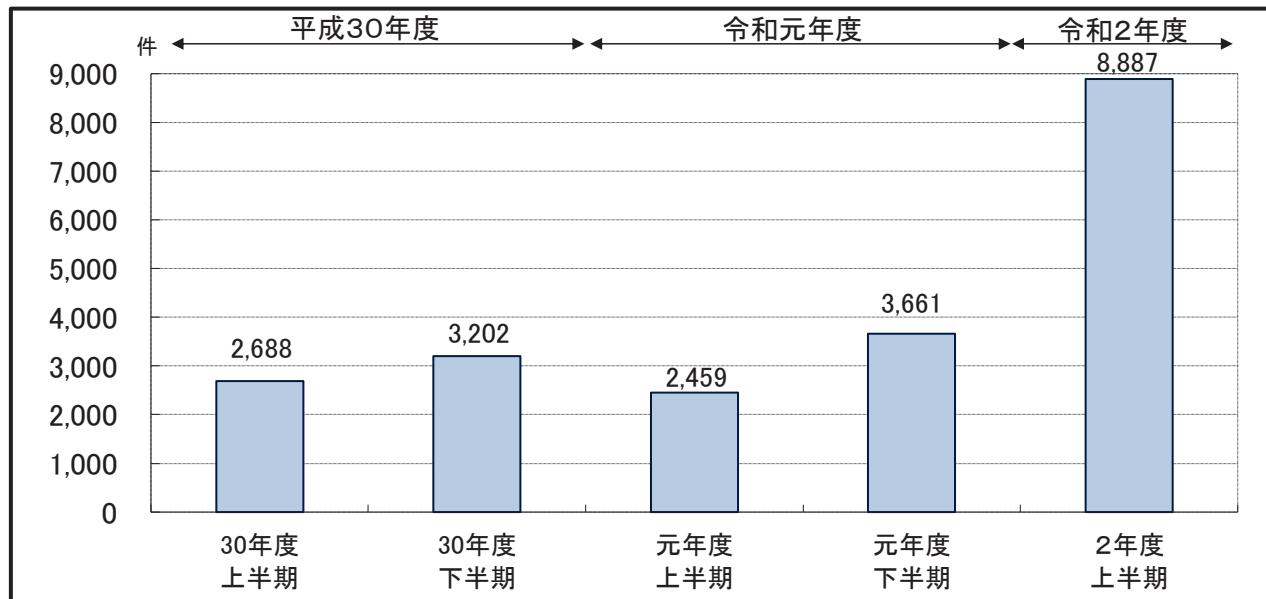


都民の声(教育・文化)について[令和2年度上半期(4月～9月)]

1 都民の声

(1) 受付件数の推移



(2) 性質別 件数内訳

上半期：4月～9月
下半期：10月～3月

分類	平成30年度			令和元年度			令和2年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
苦情	1,670	1,769	3,439	1,872	2,211	4,083	4,860
	(割合)	62.1%	55.2%	58.4%	76.1%	60.4%	66.7%
要望	423	283	706	183	962	1,145	2,198
	(割合)	15.7%	8.9%	12.0%	7.5%	26.3%	18.7%
提言	55	54	109	39	51	90	60
	(割合)	2.1%	1.7%	1.8%	1.6%	1.4%	1.5%
意見	540	1,096	1,636	365	437	802	1,769
	(割合)	20.1%	34.2%	27.8%	14.8%	11.9%	13.1%
計	2,688	3,202	5,890	2,459	3,661	6,120	8,887

令和2年度上半期の性質別件数では、「苦情」が最多で4,860件(54.7%)である。

2番目は「要望」が2,198件(24.7%)、3番目は「意見」が1,769件(19.9%)である。

(3) 分野別 件数内訳

分類	平成30年度			令和元年度			令和2年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教職員	553	872	1,425	514	561	1,075	770
(割合)	20.6%	27.2%	24.2%	20.9%	15.3%	17.6%	8.7%
生徒指導	818	1,225	2,043	1,018	671	1,689	1,781
(割合)	30.4%	38.3%	34.7%	41.4%	18.3%	27.6%	20.0%
学校運営	600	511	1,111	361	408	769	1,728
(割合)	22.3%	16.0%	18.9%	14.7%	11.2%	12.6%	19.4%
教育施設	14	4	18	3	4	7	15
(割合)	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%
社会教育	185	174	359	179	146	325	192
(割合)	6.9%	5.4%	6.1%	7.3%	4.0%	5.3%	2.2%
健康管理	65	35	100	40	1,507	1,547	3,934
(割合)	2.4%	1.1%	1.7%	1.6%	41.2%	25.3%	44.3%
福利厚生	2	0	2	1	0	1	1
(割合)	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	451	381	832	343	364	707	466
(割合)	16.8%	11.9%	14.1%	14.0%	9.9%	11.5%	5.2%
計	2,688	3,202	5,890	2,459	3,661	6,120	8,887

令和2年度上半期の分野別件数では、「健康管理」に関するものが最多で3,934件(44.3%)、主なものは、「児童・生徒の健康・保健に関するもの」(3,903件)である。

2番目は「生徒指導」に関するものが1,781件(20.0%)、主なものは、「児童・生徒の非行・公共マナー、生活指導等に関するもの」(1,075件)、「学習等に関するもの」(620件)である。

3番目は「学校運営」に関するものが1,728件(19.4%)、主なものは、「学校の管理・運営に関するもの」(1,689件)である。

○ 多数を占めたテーマ・特徴的なテーマの件数及び内容

テーマの概要	件 数	内 容	対 応
児童・生徒の健康・保健に関するもの 〔分野：健康管理〕	3,903 件	<p>新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきているとは言え、前と同じような教室の密集度で授業を再開した場合、学校がクラスターになる可能性があります。</p> <p>6月でも完全な終息は見込めませんので、コロナ下での学校再開の体制を徹底して整えてください。</p>	<p>都教育委員会では、都立学校における分散登校の実施など段階的な教育活動の再開の具体的な段取りや、感染症対策予防の具体的な内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応等をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン(都立学校)～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」を策定し、各都立学校に対し、徹底した感染症予防と児童・生徒等の健やかな学びの保障との両立に取り組むよう、通知しました。</p> <p>また、区市町村教育委員会に対し、小中学校等の再開への取組の参考として、本ガイドラインと区市町村立学校における留意点を付記したガイドライン(区市町村向けポイント入り)をあわせて周知しました。</p>

児童・生徒の健康・保健に関するもの [分野：健康管理]	3,903 件	都立学校生の保護者ですが、昼食時、新型コロナ前と変わらずに、生徒が机を移動し、向かい合って普通に会話して食事をしている様子で、教員は昼食時に教室に来ることはなく、その状況を御存知ではないようです。都教育委員会のガイドラインでは「生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導する。」とありますので、学校での感染を発生させないため、指導の徹底が必要ではないでしょうか。	各都立学校においては、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」に基づき、徹底した感染症予防と児童・生徒等の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいます。今回の御指摘を受け、当該校では、教室内の掲示やショートホームルームで各担任から全生徒に指導するとともに、生徒会から昼食時の放送で注意喚起を行いました。
学校の管理・運営に関するもの [分野：学校運営]	1,620 件	都立学校の空調が効きません。ある授業で使った教室では30℃を超えた中で授業が行われました。	当該校では、新型コロナウイルス感染症対策として、常に教室の窓を開けて換気していたため、教室の温度が十分に低下していない状況でした。今回の御指摘を受け、外気温と室温に注意しながら、こまめな窓の開閉による換気を行うなど「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」に基づく適切な環境管理を改めて教職員間で共有しました。あわせて、教室によっては扇風機を配置し効率的な空気循環と室温低下を行うなど、校内の感染症及び熱中症対策の徹底を図りました。
児童・生徒の非行・公共マナー、生活指導等に関するもの [分野：生徒指導]	1,078 件	学校帰りと思われる都立学校生が、駅構内の飲食店に複数で来店して、マスクをせずに大声で話したり、通路を塞いだり、持ち込んだ飲料等を飲んでおり、店員が注意しても改善されませんでした。	当該校では、直ちに今回の御指摘の内容を校内放送で伝え、改めて「3密」を避けた行動や下校時は寄り道をしないよう注意喚起を行うとともに、当該生徒に対し感染症対策を踏まえた行動や迷惑行為について、個別指導を行いました。

学習等に関するもの 〔分野：生徒指導〕	662件	<p>ICTを活用したオンライン教育の実施は、学びの多様性に寄与するものと期待しています。</p> <p>だからこそ、都教育委員会として都内公立学校における通信環境の整備や利活用の推進等を進めていただきますようお願いします。</p>	<p>都教育委員会は、TOKYOスマート・スクール・プロジェクトを加速化し、ICTを活用したオンライン教育の実施に向けた環境整備を当初の計画より前倒しして進めています。</p> <p>都立学校においては、教員と児童・生徒間の課題の配信や提出、双方向での学習などが可能となる学習支援クラウドサービスを令和2年5月に前倒しして導入したほか、教員が速やかにオンライン教育に取り組むことができるよう、ICT支援員の派遣や配置を行っています。</p> <p>また、国による「GIGAスクール構想」の前倒しに伴い、都としても都内公立小中学校の端末整備が令和2年度中に完了できるよう、校内の通信環境の整備や端末導入に伴うICT支援員の配置に対する支援など、必要な支援をしております。</p> <p>さらに、都内全公立学校に対し、オンライン学習を推進する指導者育成のための研修等を実施するなど、利活用の推進も図っております。</p>
教職員の服務、接遇等に関するもの 〔分野：教職員〕	559件	<p>都立学校の教員が、授業中マスクを着用しないで授業をしていました。非常識としか思えません。</p>	<p>当該校が事実確認を行ったところ、英語の授業中に発音が聞き取りにくくなるためマスクを外していた教員がいたことが分かりました。</p> <p>当該校は、マスク着用や、フェイスシールド、アクリル板の活用について、当該教員及び全教職員に対し、改めて指導を行いました。</p>

2 請願

(1) 分野別 件数内訳

分類	平成30年度			令和元年度			令和2年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教職員	1	3	4	1	9	10	1
(割合)	14.3%	50.0%	30.8%	12.5%	64.3%	45.5%	7.1%
生徒指導	4	2	6	5	4	9	8
(割合)	57.1%	33.3%	46.1%	62.5%	28.6%	40.9%	57.2%
学校運営	1	0	1	2	0	2	2
(割合)	14.3%	0.0%	7.7%	25.0%	0.0%	9.1%	14.3%
教育施設	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
社会教育	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
健康管理	0	0	0	0	1	1	1
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	4.5%	7.1%
福利厚生	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	1	1	2	0	0	0	2
(割合)	14.3%	16.7%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%
計	7	6	13	8	14	22	14

令和2年度上半期の分野別件数では、「生徒指導」に関するものが8件、「学校運営」、「その他」に関するものが各2件である。

(請願) 分野別の事例

分 野	概 要
生徒指導	<p>①【教科書採択について】 4 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書採択にあたっては、政治的圧力や思惑を排し、学校現場の意見を十分に尊重して採択すること。 ・2021年度用の都立特別支援学校中学部、都立中学校及び中等教育学校（前期課程）の中学校教科書の採択にあたっては、当該学校生徒の実態をふまえて、それぞれの学校がもっともふさわしいとして要望した教科書を東京都教育委員会は採択すること。 ・特に問題が各方面から指摘されている育鵬社の歴史・公民、自由社の公民、日本教科書の道徳教科書は、採択しないこと。 ・他県のように、教育委員会で直接この請願趣旨が述べられるようになることを求める。少なくとも、事務局止まりではなくこの請願が、教育委員の皆様に伝えられ、委員会で議論したうえで、回答されることを求める。 ・少なくとも教科書採択の教育委員会会議は、広い会場を用意し、都民の傍聴の上で行うこと。 <p>『請願者への通知』</p> <p>教科書その他の教材の取扱いに関することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、教育委員会が管理し、執行するものとされています。</p> <p>また、都道府県立の義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第13条第2項の規定により、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきいて行うものとされています。</p> <p>このため、都教育委員会は、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たり、学校関係者、教育委員会関係者及び学識経験者等で構成する東京都教科用図書選定審議会を設置し、審議会から答申を受けた教科書調査研究資料及び教科書採択資料等を参考に教科書の内容を慎重に検討し、学校の特色や児童・生徒の障害の特性等を踏まえ、最も適切な教科</p>

	<p>書を、都教育委員会の責任と権限において採択しています。</p> <p>なお、教科書採択に係る教育委員会は公開で実施し、議事録を公表します。</p> <p>都教育委員会は、今後とも、法令等の規定に基づき、適正かつ公正に教科書採択を行ってまいります。</p>
学校運営	<p>②【都立高校定時制課程について】1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小山台高校定時制の立川高校定時制の閉課程を中止し、両校の存続にむけて必要な措置をとること <p>《請願者への通知》</p> <p>都教育委員会は、平成31年2月14日に開催された平成31年東京都教育委員会第3回定例会において、都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）を策定し、この中で平成28年2月の都立高校改革推進計画・新実施計画と同様に、小山台高校及び立川高校の定時制課程を閉課程することを決定しています。</p> <p>のことについて、新実施計画策定後、夜間定時制課程の入学者選抜の状況は、平成28年度から令和2年度までにかけて募集人員は690人減っていますが、第一次募集の応募倍率については、平成28年度は0.38倍、平成29年度は0.39倍、平成30年度は0.40倍、平成31年度は0.37倍、令和2年度は0.34倍と推移しております。第一次募集の応募者数は、平成28年度は912人、平成29年度は799人、平成30年度は794人、平成31年度は655人、令和2年度は587人と減少しており、さらに、平成30年度以降、第二次募集における応募者が大幅に減少し、入学者数の減少が顕著となっております。</p> <p>このため、都教育委員会は、都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）の着実な実施により、チャレンジスクールの新設等を行い、その進捗や夜間定時制高校の応募倍率の推移などの状況を考慮しながら、小山台高校及び立川高校の夜間定時制課程を閉課程し、都立高校定時制課程の改善・充実を進めています。</p>

3 陳情等(団体要請)

(1) 分野別 件数内訳

分 類	平成30年度			令和元年度			令和2年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教職員	5	21	26	6	30	36	9
(割合)	9.6%	33.3%	22.6%	15.0%	42.3%	32.4%	13.8%
生徒指導	20	8	28	6	11	17	18
(割合)	38.5%	12.7%	24.3%	15.0%	15.5%	15.3%	27.7%
学校運営	26	33	59	26	22	48	26
(割合)	50.0%	52.4%	51.3%	65.0%	31.0%	43.3%	40.0%
教育施設	1	0	1	0	0	0	0
(割合)	1.9%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
社会教育	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
健康管理	0	0	0	2	6	8	8
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	8.4%	7.2%	12.3%
福利厚生	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その 他	0	1	1	0	2	2	4
(割合)	0.0%	1.6%	0.9%	0.0%	2.8%	1.8%	6.2%
計	52	63	115	40	71	111	65

令和2年度上半期の分野別件数では、「学校運営」に関するものが26件(40.0%)で最も多く、そのうち「学校教育の充実について」が13件である。

2番目は「生徒指導」に関するものが18件(27.7%)、「教職員」に関するものが9件(13.8%)である。

(陳情等) 分野別の事例

分 野	概 要
学校運営	<p>①【障害者教育の充実について】 13件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援について、本人・保護者への十分な情報提供と話し合いのもと、合意に基づいた適切な就学がなされ、また、就学後も児童生徒の発達や適応状況に応じて柔軟に編入学、転学ができるよう支援体制の整備をお願いします。 ・特別支援学校の医療的ケア児専用車両について、希望するすべての生徒が利用できるようになるまでは、タクシー・介護タクシーを就学奨励費の対象として利用できるようにしてください。 ・管理職や教員個々の考え方には左右されることなく、全ての生徒児童が必要とする合理的配慮を受けられるよう、区市町村の学校へ指導をお願いします。 ・2022年から使用する高校の新学習指導要領の保健体育に「精神疾患の予防と回復」の項目ができました。東京都においては、高等学校だけではなく小学校、中学校においても是非、授業の中に同様の内容を取り入れてください。 ・特別支援学校の教室不足や特別教室の転用を解消するためにも学校を増やしてください。 ・学ぶ権利と発達の保障のために特別支援学校の設置基準策定を要望します。 ・すべての寄宿舎生重複障害児に応じた職員の配置基準を都独自に作成してください。 ・盲学校における視覚障害者教育のノウハウとその蓄積、施設・設備を生かして、あんま、はり、きゅう（以下、あはき）師の卒後研修センターを設置してください。これによって、あはきによる自立と社会参加に不可欠な学習、盲学校における学習の積み残しを補う対策として実施してください。 ・特別支援教育において、難病や慢性疾患の児童・生徒も特別な支援を必要とする児童・生徒の対象になることを周知し、必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成・活用して適切な指導・支援を実施してください。

生徒指導	<p>②【オンライン教育について】5件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都の公立校におけるオンライン授業を推進し、早期実現していただけますようお願ひいたします。 ・G I G Aスクール構想の前倒しを踏まえ、子どもの特性にあった調整、支援法を行うことによって、子どもが I C Tを使用して学習が進むよう取り組むこと。 <p>③【教科書採択について】5件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争を美化し正当化しようとする偏った歴史認識に基づいた教科書ではなく、史実に基づき近隣諸国を尊重する情操を培い国際社会の平和と連帶に寄与できる次世代教育のために必要な教科書の採択を強く求めます。 ・都教育委員会とすべての教科書採択関係者が良識と勇気を発揮され、育鵬社版と自由社版の公民教科書を採択されないよう強く要請する次第です。
教職員	<p>④【国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について】5件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分歴がある職員に対する事前通告を撤回し、該当者に直接謝罪せよ。 ・減給処分を取り消された都立学校教諭の再処分を行わないこと。 ・新型コロナ感染拡大の最中、卒業式に係わる指導部指導企画課長名の「事務連絡」（2月28日）に改めて質問し回答を求める。 ・「君が代」裁判で都教委は上告しないこと。 ・I L O勧告にどう応えるのか？愛国的式典を実施し、国旗掲揚・国家斉唱を強制し、懲罰、懲戒を実施している都教委はこの勧告にどのように応えるのか？ ・全国の教育公務員に対しては、「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏など40秒間の行為が「信用失墜」行為とされ、戒告や減給・停職などの懲戒処分が出されています。賭博や収賄は通常、刑事事件に該当しますが、「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏などの行為に対する懲戒処分より軽い訓告が妥当と考えますか。また、その理由を答えてください。

4 公益通報制度

(1) 窓口別 受理件数内訳

分類	平成30年度			令和元年度			令和2年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教育庁等窓口	0	0	0	0	0	0	0
弁護士窓口	18	11	29	13	17	30	38
計	18	11	29	13	17	30	38

(2) 弁護士窓口受理分に係る処理状況

<平成30年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	15	10	4	29
計	15	10	4	29

<令和元年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	2	17	11	30
計	2	17	11	30

<令和2年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	3	7	28	38
計	3	7	28	38